⑵　ＭＩＤ－ＮＥＴ（医療情報データベース）事業に係る利用料収入

利用料収入は、主にＭＩＤ－ＮＥＴ事業にかかる収益であり、顧客との契約等に基づき、ＭＩＤ－ＮＥＴ事業にかかるアカウントを付与する履行義務を負っております。当該アカウントの付与は、ライセンスが供与された時点で存在する企業等の知的財産を使用する権利（使用権）であると整理しており、一時点（アカウントを付与したとき）において収益を認識するものと判断しております。

10．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅱ．注記事項

１．貸借対照表注記

⑴　金融商品の時価等に関する注記

①　金融商品の状況に関する事項

預金は、決済用預金としております。

また、資金運用については、預金、合同運用指定金銭信託及び公社債等に限定しており、有価証券及び投資有価証券は独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債、地方公共団体金融機構債券、財投機関債及びA格以上の社債のみを保有しており、株式等は保有しておりません。

②　金融商品の時価等に関する事項

決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金及び契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	45,635,237,954	42,870,160,000	△ 2,765,077,954

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

公社債は、相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

合同運用指定金銭信託については、預金と同様の性格を有し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

１）満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	0	0	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	45,635,237,954	42,870,160,000	△ 2,765,077,954
合　　計	45,635,237,954	42,870,160,000	△ 2,765,077,954

２）満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
公社債	4,500,000,000	19,600,000,000	21,200,000,000	0

⑵　その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　808,353,050円

２．行政コスト計算書注記

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	29,875,521,880円
自己収入等	△28,736,779,482円
法人税等及び国庫納付額	0円
機会費用	96,118,259円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	1,234,860,657円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

②　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務時間に対応する部分について、職員退職手当支給規程等に定める退職給付支給基準を参考に計算しております。

３．損益計算書注記

⑴　保健福祉事業費は、障害者のための一般施策では必ずしも支援が十分ではないと考えられる重篤かつ希少な医薬品副作用被害を受けた制度対象者等のＱＯＬ（Quality of Life）向上のための調査研究事業のために要した費用であり、調査協力謝金等で構成されております。

⑵　審査等事業費は、医薬品、医療機器等の承認審査等事業のために要した費用であり、謝金、旅費、事務庁費等で構成されております。また、安全対策等事業費についても、医薬品、医療機器等の安全対策事業のために要した費用であり、謝金、旅費、事務庁費等で構成されております。

⑶　調査研究事業費は、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるＨＩＶ感染者の調査研究のために要した費用であり、全額ＨＩＶ感染者の健康管理費用となっております。

⑷　手数料収入は、医薬品等の承認審査業務を行うための財源として、承認申請者から納付される収入であります。